

法務省デジタル・ガバメント中長期計画

令和4年（2022年）9月30日

（令和6年（2024年）3月14日改定）

法務省デジタル・ガバメント推進会議決定

1 基本事項

(1) 目的等

ア 目的

今日、法務省が担う施策は、所有者不明土地問題の解消や、観光立国実現に向けた出入国手続の迅速化・円滑化、世界一安全な日本創造のための再犯防止対策の強化、震災復興支援や社会保障・税に関わる番号制度への対応、刑事手続のデジタル化など、国民生活に密接に関連する広範な分野に及び、法務行政が果たすべき使命は、ますます重要なものとなっている。

一方、新型コロナウイルス感染症への対応の中、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れが浮き彫りとなり、こうしたデジタル化の遅れは、国際競争力の低下を招くとの認識の下、令和2年(2020年)「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が策定され、我が国のデジタル化を強力にリードする司令塔が必要として、令和3年(2021年)9月1日にデジタル庁が発足した。

法務行政においても、デジタル化の遅れが浮き彫りとなり、行政サービスを楽しむ国民の利便性向上やデジタル化によるコストの削減を行うことが急務となった。

このような中、令和3年(2021年)12月24日には、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定され、各府省庁はこれに沿ってデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組むこととされている。

本計画は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年(2022年)6月7日閣議決定。以下「重点計画」という。)の策定を受け、法務省におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた具体的な方策について、重点事項を中心に、中長期的な実施計画を示すものである。

イ 計画期間

令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

(2) 現状と課題

法務省においては、国民の取引の安全と円滑に資する登記制度に関する業務、国民の国籍及び身分関係を公証する戸籍制度に関する業務、国家社会の治安維持を目的とする捜査・公判・刑の執行等に関する検察業務、矯正施設における被収容者の処遇に関する業務、更生保護に関する業務、出入国在留管理業務、破壊的団体の規制に関する調査・処分請求等に関する公安調査庁の業務など、広範な分野を所管しており、これらの業務を行う上で必要となる情報システムを整備しているところである。

法務行政は、いずれも国民の安全・安心な社会に必要な不可欠なものであり、法務省においては、これまで様々な施策を通じて国民の利益に寄与してき

たところであるが、新型コロナウイルス感染症の蔓延による変化、いわゆる「新しい行動様式」などの社会的変化には必ずしも対応できているとは言えない現状である。そのため、法務行政のデジタル化を迅速かつ強力に行う必要がある。

「重点計画」等において挙げられている施策として、

- ・ 行政手続におけるキャッシュレス化の推進
- ・ 司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化
- ・ 行政手続等における戸籍謄本等の添付省略
- ・ 登記情報等の行政機関間連携
- ・ 刑事手続のデジタル化
- ・ 矯正行政のデジタル化
- ・ 更生保護行政のデジタル化
- ・ 出入国及び在留手続のデジタル化の拡大
- ・ マイナンバーカードと在留カードとの一体化

等があり、各施策について、検討等を行っているところであるが、これらの施策の進捗状況を把握の上、適切に進めていく必要がある。

一方、令和4年（2022年）6月3日にデジタル臨時行政調査会が取りまとめた、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）においても、当省所管法令のアナログ規制の見直しが求められており、今後、当該プランを踏まえつつ、デジタル・ガバメントの実現に向けて法令の見直しやシステムの構築等を検討する必要がある。

また、デジタル・ガバメントの実現のためには、必要な情報システムの整備が前提となり、相応のコストを要することとなるが、現在、法務省においては、政府情報システム改革の推進の下、システム数の半減と運用コストの3割削減に取り組んでいるところであり、コスト削減に向けた短期的な課題として、現行システムの保守・運用の適正化を図るとともに、中期的な課題として、分散配置しているサーバのセンター拠点への集約及びクラウドサービスの利用などの「資源ロスの改善」や「資源余剰の改善」等を実施し、さらに、長期的には、情報システムのアーキテクチャ、データ構造等を見直し、シンプルで効率的なシステムとするといった対応が必要となる。

とりわけ、大規模システムについては、デジタル統括責任者による総括及び副デジタル統括責任者による指導の下、デジタル統括アドバイザー及びPMO（府省内全体管理組織。Portfolio Management Office）による定期的なヒアリングを実施するなどして、必要な機能や性能の維持はもとより、更なる利便性向上、サービス改善を図るべく、開発に要する予算や期間を見極め、その時期や進め方を検討する必要がある。

本計画においては、国民の利便性向上のために、「重点計画」及び「規制改革実施計画」（令和4年（2022年）6月7日閣議決定）の個別サービス改革事項に定められた施策について重点的に取り組むこととしている。また、今後、行政手続の棚卸し結果等を踏まえて、現状把握と課題分析を行い、手続の見直しやサービス改革について検討を進め、本計画を更新する。

さらに、現行システムの保守・運用の適正化や、分散配置しているサーバのセンター拠点への集約及びガバメントクラウド、ガバメントソリューションサービス（以下「GSS」という。）の利用などの資源ロスの改善、資源余剰の改善等に取り組むほか、これらの取組の推進に当たっては、デジタル庁とも連携しつつ、投資対効果について十分に配慮する。

そして、法務行政においては、機密性の高い情報を扱うことから、これまでクローズドネットワークとして運用してきた分野も多いが、外部関係機関との連携強化・迅速化やテレワークの実施等が求められているほか、サイバー攻撃の高度化によって、クローズドネットワークであれば安全であるとは必ずしも言えない情勢になりつつあることから、常時アクセス判断・許可アーキテクチャ（ゼロトラストアーキテクチャ）での制御等の十分なセキュリティ対策を講じた上で、新たな視座に立ったシステムを構築するなど、法務行政のデジタル化を進める。

なお、国民等サービスの利用者に対するサービス提供を前提としたシステムの整備に当たっては、受益者負担の考えから、適切な手数料の在り方についての検討や手数料収入を踏まえて、最適なシステムの規模等を検討する必要がある。

(3) 計画目標

前述の目的の実現に向け、法務省において、本計画により達成しようとしているのは、全ての国民等が、環境に制限されることなく、社会基盤である法務行政にアクセスすることができる状態であり、以下の「2 デジタル社会の実現に向けた主な取組事項」に記載したとおり各現状と課題に応じ、計画目標を立て、取組を進めていく。

なお、取組に当たっては、以下の点に留意しその実現を図っていくこととする。

ア デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメントクラウド、GSS、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメントクラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメントクラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した業務改革（BPR）を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメントクラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用等経費及び改修経費の3割削減によるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

そして、利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、ネットワーク更改等を契機に、GSSへ移行するため、デジタ

ル庁と連携して取組を進める。

このため、PMOに各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメントクラウドやGSS移行に当たって、集中的にBPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、PMOにおいて実施状況を監理する。

イ 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつPMOにおいて同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、PMO・PJMO（プロジェクト推進組織。Project Management Office）の推進体制の強化を図る。

2 デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

・ 刑事行政関係

刑事手続のデジタル化については、「一括見直しプラン」別表1の備考欄において、別途検討を行う旨の記載がなされており、個別に検討を進める。

なお、検討に当たっては、デジタル庁を含めた関係機関との間で、「既存のシステムを活用して、規制の見直しができないか」といった費用削減の視点をも踏まえた十分な協議を実施する。

(2) 「重点計画」に記載されている事項に係るシステム整備等

ア 国民に対する行政サービスのデジタル化

(ア) 各種免許・国家資格等のデジタル化の推進

① 司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化

i 現状と課題

司法試験及び司法試験予備試験においては、

(i) 出願手続や受験票・合格通知書の交付等の手続が全て郵送でのみ行われており、受験手数料の納付も収入印紙を受験願書に貼付して郵送する方法でのみ行われている。

(ii) 短答式試験及び論文式試験について手書きにより解答することとされており、特に論文式試験については、他の国家試験では類を見ないほどの大量の答案を手書きで作成することが求められている。

また、論文式試験の答案審査（採点）の面においても、答案用紙に記入された手書きの文字の判読が困難な場合が少なくなく、採点担当者に無用の負担を掛けている状況にある。

ii 目標・取組

受験者の利便性の向上、試験関係者の負担軽減を図る観点から、

(i) 令和7年度(2025年度)から出願手続等のオンライン化及び受験手数料のキャッシュレス化の開始(デジタル庁が主導で整備する「国家資格等情報連携・活用システム」に参画して実現を目指す。)

(ii) 令和8年(2026年)に実施する試験からC B T (Computer Based Testing) 方式による試験の導入を目指す。

K P I オンラインによる出願手続の割合(令和8年(2026年)試験:30%)

② 司法書士試験、土地家屋調査士試験等のデジタル化の推進

i 現状と課題

司法書士試験、土地家屋調査士試験、簡裁訴訟代理等能力認定審査、土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定に係る出願手続や、司法書士名簿及び土地家屋調査士名簿の登録に係る申請手続は、書面のみで行われ、手数料又は登録免許税の納付も収入印紙によっている。今後、出願及び登録申請並びに手数料又は登録免許税の納付について、利便性の向上及び事務の効率化のため、オンライン化を検討する必要がある。

ii 目標・取組

デジタル庁が令和6年度(2024年度)に運用の開始を予定している「国家資格等情報連携・活用システム」に参画し、オンラインによる出願及び登録申請並びに手数料又は登録免許税の納付の実現を検討する。

K P I オンラインによる出願手続の割合:40%
オンラインによる登録申請の割合:40%

(イ) マイナンバーカードと在留カードとの一体化の実現

i 現状と課題

「重点計画」において、「マイナンバーカードと在留カードの一体化について中長期在留外国人がより高い利便性を得られるものとするための検討を更に深め、関係府省庁において法令等の整備及びシステム改修を経て、令和7年度(2025年度)から一体化したカードの交付開始を目指す。」こととされている。

ii 目標・取組

令和7年度(2025年度)中の一体化の運用を目指し、法令やシステムの整備を進める。

(ウ) マイナンバー制度の活用による養育費の支払確保の実現

i 現状と課題

子供の貧困対策を背景として、養育費の支払確保に関する課題は、子の利益に直結する喫緊の課題である。

ii 目標・取組

養育費に関する規律など離婚等に伴う子の養育の在り方については、法制審議会家族法制部会で調査審議が行われ、令和6年(2024年)2月に法制審議会総会で採択された要綱が法務大臣に答申されたが、要綱にマイナンバー制度の活用は盛り込まれなかった。

(エ) 死亡・相続ワンストップサービスの推進

i 現状と課題

死亡や相続に関する国の行政手続では、身分関係を証明すること等を目的として、戸籍謄抄本の添付を求めているものがある。

現状、死亡に関する手続(死亡届及び死亡診断書(死体検案書)の提出)をオンラインで完結することは制度上可能であるが、実際に利用可能な仕組みは構築されていないため、死亡に関する手続をワンストップで行うことのできる仕組みの構築について検討を進める必要がある。

ii 目標・取組

死亡・相続ワンストップサービスに係る制度を所管する府省と連携し、デジタル庁における戸籍電子証明書を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策の検討に協力するとともに、令和2年度(2020年度)にデジタル・ガバメント分科会で報告した方針等に基づき、令和7年(2025年)までに死亡に関する手続のオンラインでの完結を目指す。

具体的な取組は、以下のとおり。

戸籍情報連携システム等を活用し、令和5年度(2023年度)末以降、戸籍に関する情報の連携等を可能とする仕組みを順次構築するための準備を着実に進める。

また、死亡に関する手続(死亡届及び死亡診断書(死体検案書)の提出)をオンラインで完結する仕組みの構築に向けて、デジタル庁及び厚生労働省が主体となって令和3年度(2021年度)から実施している実証実験を基にした社会実装に向けた課題の整理に、関係府省庁として法務省も協力している。

(オ) 旅券申請のオンライン化に係る戸籍謄本の添付省略の実現

i 現状と課題

旅券申請等の国の行政手続では、身分関係等を証明すること等を目的として、戸籍謄抄本の提出を求めているものがある。

ii 目標・取組

旅券の申請については、令和6年度(2024年度)までに、法務省

が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄本の添付の省略の実現を図ることとされている。

戸籍情報連携システムを活用し、令和5年度（2023年度）末以降、戸籍に関する情報の連携等を可能とする仕組みを順次構築するための準備を着実に進める。

(カ) 在留関係手続のデジタル化

i 現状と課題

出入国在留管理庁においては、在留外国人の在留手続の円滑化・迅速化を実現するため、令和元年（2019年）7月から所属機関の職員等が、外国人の依頼に基づきオンラインで在留手続を行えるようにし、その後、段階的に対象手続や対象者の拡大を行い、令和4年（2022年）3月から外国人本人などを利用者として追加するとともに、対象となる在留資格に「日本人の配偶者等」などを追加した。

他方、永住許可申請のほか、登録支援機関の登録（更新）申請、在留申請オンラインシステムに係る利用申出等及び電子届出システムの利用者情報登録等についてはオンライン化がなされていない。

また、「規制改革実施計画」の中には在留申請関連手続についてオンライン利用率の大胆な引上げに取り組む旨が明記されており、令和5年度（2023年度）末までに在留手続のオンライン申請率を20%とするとの目標を掲げていることから、オンライン利用率の向上も含めて、在留手続のオンライン化について、引き続き、検討・推進していく必要がある。

ii 目標・取組

令和5年（2023年）10月の申請において、在留手続のオンライン申請率20%を達成したが、更なるオンライン利用率の向上を図るため、定期的に利用者アンケートを実施し、その結果を参考にして、利便性の向上に向けたシステムの改修や検討を進めていく。

(キ) 入国手続等のデジタル化

i 現状と課題

令和3年（2021年）12月以降Visit Japan Webを利用した上陸申請における外国人入国記録の電子的な受領が可能となったところ、現状では全ての出入国港で受領可能となっていないため、今後、受領可能な出入国港を拡大する必要がある。また、多数の旅客が一度に出入国手続を受ける大型クルーズ船審査に係る一連の手続について、関係機関の業務効率化の検討を行う必要がある。

ii 目標・取組

外国人入国記録の電子的な受領は、令和5年度（2023年度）末時点で、全国の主要な出入国港で可能となっているが、引き続き小規模出入国港も含めた全出入国港で受領可能とすることを目指す。また、

大型クルーズ船審査に係る一連の手續についても令和6年度(2024年度)中にデジタル化について必要な検討を行い、一定の結論を得る。

イ 暮らしのデジタル化 — 登記情報の行政機関間相互連携

i 現状と課題

行政機関等への各手續において、当該手續の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、手續の度に登記事項証明書を取得し、行政機関等に提出する必要があるため、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。

ii 目標・取組

行政機関等への各手續において、行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手續に係る負担を低減する。

ウ 規制改革 — 自筆証書遺言制度のデジタル化

i 現状と課題

現行法では、自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、書面で、その全文(財産目録を除く。)、氏名等を自書し、押印をする必要があるところ(民法第968条)、利便性を向上する観点等から、デジタル技術活用の検討が求められている。

ii 目標・取組

現行の自筆証書遺言に係る押印の必要性や自書を要する範囲等に加え、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、令和4年度(2022年度)中に検討を開始し、令和5年度(2023年度)中を目途に一定の結論を得る。

令和4年度(2022年度)に基礎的な海外法制調査を、令和5年度(2023年度)に国内ニーズ調査及び海外法制調査等をそれぞれ実施した。

令和5年(2023年)10月、民事法の研究者及び実務家等を構成員とした研究会が立ち上げられたところ、法務省担当者も同研究会に参加し、上記調査の結果等を踏まえ、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方等について検討を進めている。

エ 国の情報システムの刷新

(ア) ガバメントクラウド活用の検討

i 現状と課題

「重点計画」において、「各府省庁の情報システムについては、既にクラウドサービスを利用しているものも含め、更改時期等を勘案しつつ、原則、令和5年度(2023年度)以降順次ガバメントクラウドへの移行を進める」ことが求められている。

ii 目標・取組

法務省の情報システムにおけるクラウドサービスの利用の検討に当たっては、クラウド・バイ・デフォルト原則のみならず、クラウドの特性等に応じたクラウドサービスの利活用、すなわち、「クラウドスマート」の考え方に基づくこととし、情報システム構築の迅速性・柔軟性の向上、可用性を始めとする高いセキュリティの実現、コスト効率の向上など、これにより得られる効果の追求を図る。

令和6年（2024年）3月には、「法務省ホームページシステム」及び「訟務情報システム（※）」がガバメントクラウドに移行し、今後もシステムごとに移行方針も含め検討を進めていく。

※ 準備書面作成支援システムに訟務重要判例集データベースが統合され、「訟務情報システム」に名称変更。

(イ) ネットワークの整備

① 新府省間ネットワークへの移行

i 現状と課題

法務省においては現在、行政機関間の共通ネットワークインフラである、政府共通ネットワークを利用して、各府省等との情報システムの相互接続を実現しているが、令和5年（2023年）末に、広帯域、高品質、低コストかつ高セキュリティな新たな府省間ネットワーク（以下「新G-Net」という。）へのネットワークの切替えを実施したところ、令和6年（2024年）以降は当該ネットワークを利用したシステムの安定した運用を継続する必要がある。

ii 目標・取組

「重点計画」において、デジタル庁が構築するGSSにより提供される新G-Netへ移行することとされた。

令和4年（2022年）中にデジタル庁から移行計画及び全体スケジュールが示され、令和5年（2023年）12月にネットワークの切替えを実施したことから、令和6年（2024年）以降は、当該ネットワークを利用したシステムの安定運用を継続する。

② 全国ネットワークの活用の検討

i 現状と課題

法務省の基盤となる情報システムである「法務省統合情報基盤」のうち、法務本省と所管各庁及びその出先機関の1,000拠点以上を接続する広域ネットワークである「統合WAN」については、構成機器等の製品保守の終了に伴い、又は、デジタル技術の進展を踏まえた生産性やセキュリティの向上を図るため、次期システムへの整備・移行等を計画する必要がある。

ii 目標・取組

「重点計画」において、各府省庁は、令和4年度（2022年度）以降のネットワーク更改等を契機に、デジタル庁が提供するG S

Sへ移行することを原則とするものとされた。

これを踏まえ、「法務省統合情報基盤」の広域ネットワークである「統合WAN」については、GSSへの移行を第一候補として令和4年度（2022年度）に調査研究を行った結果、GSSへの移行の妨げとなるような重大な課題はないことが確認できたことから、令和7年度（2025年度）末までにGSSへ移行することとし、令和6年度（2024年度）から整備・移行を順次進める。

③ 府省LAN統合

（秘書課）

i 現状と課題

法務省の基盤となる情報システムである「法務省統合情報基盤」のうち、法務省内部部局等職員3万人以上が行政事務を遂行するために利用する基幹LANである「基盤システム」については、構成機器等の製品保守の終了に伴い、又は、デジタル技術の進展を踏まえた生産性やセキュリティの向上を図るため、次期システムへの整備・移行等を計画する必要がある。

ii 目標・取組

「重点計画」において、各府省庁は、令和4年度（2022年度）以降のネットワーク更改等を契機に、デジタル庁が提供するGSSへ移行することを原則とするものとされた。

これを踏まえ、「法務省統合情報基盤」のうち基幹LANである「基盤システム」については、GSSへの移行を第一候補として令和4年度（2022年度）に調査研究を行った結果、法務省内の他の情報システムに対して提供している共通機能を除いては、GSSへの移行の妨げとなるような重大な課題はないことが確認できたことから、令和7年度（2025年度）末までにGSSへ移行することとし、令和6年度（2024年度）から整備・移行を順次進める。

なお、法務省内の他の情報システムに対して提供している共通機能については、令和7年度（2025年度）以降も当面の間は法務省において運用を継続する必要があることから、令和7年度（2025年度）末までに次期システム（法務省共通基盤）へ移行することとし、令和6年度（2024年度）から整備・移行を順次進める。

（矯正局）

i 現状と課題

矯正総合情報通信ネットワークシステム（以下「コーネット」という。）は、これまで、原則としてインターネットに接続しないことで、セキュリティリスクの低減を図ってきたが、近年、就労支援等の業務で外部関係機関との連携が不可欠となっているほか、新型コロナウイルス感染症対策や働き方改革としてテレワークの実

施が求められるようになるなど、クローズドネットワークとして運用を継続することのデメリットが目立つようになってきたため、Microsoft 365 等のクラウドサービスを利用したグループウェアを採用することとした。

クラウドへの移行と並行して、G S S 移行に向けて調整を開始する予定である。

ii 目標・取組

以下の状態を目指す。

- ・全官執勤務者が自分専用のコーネット端末を利用できること（令和4年（2022年）12月実施済み。）。
- ・コーネット端末のセキュリティ対策が強化されること。
- ・コーネット上で全矯正職員と個別にコンタクトが取れること。
- ・コーネット上のデータやサービスへのアクセスを個人単位で管理できること。
- ・テレワークが容易になること。
- ・テレワークで利用できるサービスが充実すること。
- ・グループウェア等に係る運用コストが下がること。
- ・リモートアクセス環境のセキュリティ対策が強化されること。
- ・全矯正職員がコーネットやテレワーク利用上の情報セキュリティ対策を理解し、実践できること。

（保護局）

i 現状と課題

更生保護を所掌する法務省保護局と更生保護の実施機関である更生保護官署とでは、現状、異なるネットワークを利用しており両者の連絡や情報共有等が煩雑となっている。そこで、「重点計画」において、令和4年度（2022年度）以降のネットワーク更改等を契機に、G S S へ移行することが原則とされていることや、法務省統合情報基盤がG S S への移行を予定していることを踏まえ、今後の両者の円滑な連絡、情報共有等を実現するため、更生保護官署が利用する更生保護トータルネットワークシステムについても、G S S への移行の必要な技術的検討を行う必要がある。

ii 目標・取組

更生保護トータルネットワークシステムについて、令和5年度（2023年度）に実施した調査研究の結果を踏まえ、G S S に係る技術的課題等の整理やその対応策等の検討を行い、G S S 移行に向けた検討を推進する。

（出入国在留管理庁）

i 現状と課題

法務省統合W A N 直下に、全国の出入国在留管理庁職員が利用

している出入国在留管理庁通信ネットワークシステム（以下「入管WAN」という。）があり、安全で安定した通信状態を維持する必要がある。

ii 目標・取組

法務省統合WANがGSSへ移行する予定であることから、入管WANについても同様に令和5年度（2023年度）に実施した調査研究の結果を踏まえ、令和8年度（2026年度）の入管WAN更改時におけるGSSへの移行の検討を進める。

④ 公的機関統一ID基盤の利用の検討
（秘書課）

i 現状と課題

法務省の基盤となる情報システムである「法務省統合情報基盤」のうち、法務省内部部局等職員3万人以上が行政事務を遂行するために利用する基幹LANである「基盤システム」については、構成機器等の製品保守の終了に伴い、又は、デジタル技術の進展を踏まえた生産性やセキュリティの向上を図るため、次期システムへの整備・移行等を計画する必要がある。

ii 目標・取組

「法務省統合情報基盤」のうち基幹LANである「基盤システム」については、令和7年度（2025年度）末までに、高度化する脅威に対応したゼロトラストアーキテクチャに基づき利便性とセキュリティ両面が確保されたGSSへ移行することを予定している。

GSS移行に際しては、利便性及びセキュリティに係る効果を得るために、GSS利用機関のセキュリティに関する資産の統一的な管理を可能とする公的機関統一ID基盤として構築されるGSS情報ポータルを利用することが不可欠であることから、GSSへの移行に係る要件定義において、組織情報・職員アカウント情報等が本人確認等も含めながらGSS情報ポータルで一元管理されるための作業の実施を明示しており、令和6年度（2024年度）から整備・移行を順次進める際にこれを実施することとしている。

（矯正局）

i 現状と課題

矯正局においては、法務本省勤務職員と所管する刑務所、少年院等の矯正施設勤務職員が異なる情報システムを使用しており、法務本省勤務職員は矯正施設勤務職員とコミュニケーションを取るために複数のアカウントを保有しているところ、それらは異なるIDとして管理されているため、利用する情報システムを切り替える都度、ログインし直す必要があるなどユーザビリティの低下を招いている。

ii 目標・取組

矯正局が独自に整備したグループウェアについて、令和4年度（2022年度）に更新し、全ユーザーに1人1アカウントを割り当てたほか、政府共通ネットワークとのメール疎通を実現した。引き続き、フェデレーション認証を実現できるよう、関連システムとの調整を進める。

また、当局所管システムについては、令和9年度（2027年度）以降のG S Sへの移行を見据えて検討を進めているため、今後は公的機関統一 I D基盤の利用に向けても検討を進める。

（保護局）

i 現状と課題

更生保護トータルネットワークシステムについて、G S S移行に向けた検討を進めているところ、公的機関統一 I D基盤についても、「重点計画」において共通基盤の徹底した利用が原則とされていることを踏まえ、G S S移行に係る検討と併せて検討している。

ii 目標・取組

G S S移行を含む次期更生保護トータルネットワークシステムの検討と併せて、公的機関統一 I D基盤の利用についても引き続き検討を進める。

（出入国在留管理庁）

i 現状と課題

出入国在留管理庁職員と管下の地方出入国在留管理官署職員では、異なるシステムを利用していることから、適切な情報のやり取りや円滑な業務遂行の負担となっている。

ii 目標・取組

出入国在留管理庁と地方出入国在留管理官署のシステムを一元化するため、令和5年度（2023年度）に実施した調査研究の結果を踏まえ、公的機関統一 I D基盤の利用を含めたG S Sへの移行の検討を進める。

(ウ) デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進 — 登記情報システム

i 現状と課題

- (i) 行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、手続の度に登記事項証明書を取得し、行政機関等に提出する必要があるため、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。
- (ii) 登記情報システムは、年間運用等経費に係る予算規模が政府情報システムの中でも大きいシステムであるところ、政府方針等に

基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。

ii 目標・取組

- (i) 行政機関等への各手続において、行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。
- (ii) 情報システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。
具体的な取組としては、
 - (i) 連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。
 - (ii) 令和6年度(2024年度)までに更改が予定される次期システムにおいては、本番環境の拠点集約を実施するとともに、代行環境をクラウド化するなどのシステム構成の見直しや運用等業務の精査等による工数見直しを行い、効率的な運用を図ることを目指すほか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。また、法務省とデジタル庁において、次々期以降のシステム更改を見据え、中・長期的な課題を解決するための協力体制を強化し、更なるシステム構成の見直し、業務改革等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す。

(エ) 手続等の更なるデジタル化

① 刑事手続のデジタル化

i 現状と課題

現状は、紙媒体での書類の作成・発受が原則となっており、刑事手続のデジタル化(書類の電子データ化、発受のオンライン化等)のためには、システム構築を行う必要がある。

ii 目標・取組

刑事手続のデジタル化のための新システムを構築し、手続の迅速化・合理化及び手続に関わる国民の負担軽減等を実現する(令和8年度(2026年度)中の運用開始を目指す。)

刑事手続のデジタル化については、「一括見直しプラン」別表1の備考欄において、別途検討を行う旨の記載がなされており、個別に検討を進める。

なお、検討に当たっては、デジタル庁を含めた関係機関との間で、「既存のシステムを活用して、規制の見直しができないか」といった費用削減の視点をも踏まえた十分な協議を実施する。(再掲)

② 矯正行政のデジタル化

i 現状と課題

現在、矯正局が運用している被収容者データ管理システム等の業務システムは、平成8年（1996年）から運用を開始しているところ、システム拡張を繰り返したことによるシステム構造の複雑化、技術の老朽化といった課題に直面し、近年では法改正等に伴うシステム改修にも苦慮している。

他方で、矯正行政においては、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）等に基づき、再犯防止の観点に立った処遇の実態把握及び効果検証の実施など、処遇効果の正確な把握及びその成果の見せる化が求められている。

ii 目標・取組

以上の課題に対応するため、矯正局では現在、

- ・信頼性あるデータに基づく再犯防止効果の見せる化
- ・リアルタイムな処遇の実態把握等
- ・身分帳簿の一部デジタル化
- ・情報セキュリティ対策の高度化
- ・クラウドサービスの活用
- ・業務システム統合によるアプリケーションサービスの共通化・標準化

等を内容とする被収容者のデータ管理に関するシステム開発を進めており、令和6年度（2024年度）に同システム運用開始を目指している。

③ 更生保護行政のデジタル化

i 現状と課題

更生保護行政においては、必要な情報の大半を、書面で受理、保存、提供している。しかし、「重点計画」において、刑事手続における情報通信技術の活用に必要な不可欠となるシステム構築を含めたIT基盤の整備に向けた取組を推進することが求められており、検察庁、警察及び裁判所においては、刑事手続の全般にわたり情報通信技術を活用し、書類の電子データ化、オンライン発受等ができるよう情報連係を行うためのシステム構築に向けた取組が進められている。そのため、更生保護行政においても、検察庁等と円滑な情報連携を図り、更生保護行政を適切に実施するためには、更生保護官署における業務のデジタル化に取り組むことが必須であり、また今後の更生保護行政の充実発展のためにも必要不可欠となっている。

ii 目標・取組

更生保護行政のデジタル化を推進するため、更生保護官署における事件事務処理については書類の電子データ化や書面の発受のオンライン化に対応できるよう、また、システム基盤についてはGSS移行やガバメントクラウドを中心としたクラウドサービスの

導入に向け、調査研究の結果を踏まえてそれぞれ検討を行い、次期更生保護トータルネットワークシステムの構築に向けた取組を推進する。

④ 司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化（再掲）

i 現状と課題

司法試験及び司法試験予備試験においては、

- (i) 出願手続や受験票・合格通知書の交付等の手続が全て郵送でのみ行われており、受験手数料の納付も収入印紙を受験願書に貼付して郵送する方法でのみ行われている。
- (ii) 短答式試験及び論文式試験について手書きにより解答することとされており、特に論文式試験については、他の国家試験では類を見ないほどの大量の答案を手書きで作成することが求められている。

また、論文式試験の答案審査（採点）の面においても、答案用紙に記入された手書きの文字の判読が困難な場合が少なくなく、採点担当者に無用の負担を掛けている状況にある。

ii 目標・取組

受験者の利便性の向上、試験関係者の負担軽減を図る観点から、

- (i) 令和7年度（2025年度）から出願手続等のオンライン化及び受験手数料のキャッシュレス化の開始（デジタル庁が主導で整備する「国家資格等情報連携・活用システム」に参画して実現を目指す。）
- (ii) 令和8年（2026年）に実施する試験からC B T（Computer Based Testing）方式による試験の導入を目指す。

⑤ 商業登記電子証明書の利便性向上

i 現状と課題

商業登記電子証明書は、ファイル形式の署名鍵を利用者の特定の端末に保存し、同端末上で電子文書に電子署名を付与する仕組みとなっているが、利用者が署名鍵を作成する必要があることに加え、利用者のローカル上の端末でしか利用できず、リモートワーク等を含む多様な環境における利用を可能とすることが必要である。

ii 目標・取組

商業登記電子証明書を用いた電子署名について、利用者の利便性の向上の観点から、リモート署名方式の導入等の検討を行うほか、令和7年度（2025年度）中の次期電子認証システム稼働を目指す。

⑥ マイナンバーカードにローマ字氏名を表記できるようにする戸籍法制の見直し

i 現状と課題

現状、戸籍には平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を記載事項とする規定は整備されていないが、令和6年（2024年）からのマイナンバーカードの海外利用に合わせ、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備しなければならないとされており、戸籍法制の見直しを迅速に行い、個人氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備する必要がある。

ii 目標・取組

デジタル社会形成整備法附則73条の規定を踏まえ、令和3年（2021年）9月に法制審議会戸籍法制部会が設置されたところ。令和5年（2023年）の通常国会に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、同法律案は令和5年（2023年）6月2日に成立した。公布後2年以内に施行する必要があることから、施行に向けて着実に準備を進めていく。

⑦ 行政手続におけるキャッシュレス化の推進
(秘書課)

i 現状と課題

法務省の所管する行政文書開示請求手続等の各種手続に係る手数料の納付方法について、現在、収入印紙による納付に限られており、キャッシュレス化が実現できていない。「規制改革実施計画」において「各府省は、支払件数が1万件以上の手続等について、取組方針を明らかにした上で、オンライン納付に取り組む」こととされているなど、利用者の利便性向上を目的に行政手続の手数料等の支払いをキャッシュレス化する施策が推進されていることを踏まえ、法務省全体において、キャッシュレス化を検討・実現していく必要がある。

ii 目標・取組

各種行政手続においては、収入印紙を購入・貼付した上で、申請等を行う場合があるところ、申請に際し、オンライン納付又は窓口で行われるキャッシュレス納付が幅広く可能となるよう、デジタル庁と情報共有を図り、同庁の検討を踏まえつつ、法務行政におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるための検討を進める。

また、実施に当たっては、「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」（令和4年法律第39号）に基づく政省令の制定や運用指針の策定のほか、制度の周知・広報等、円

滑な制度の導入に向けた措置を講ずる。

(民事局)

i 現状と課題

登記事項証明書の交付手数料を始め、法務局の窓口における手続の手数料等の納付方法については、その多くが収入印紙によることとなる。一方で、収入印紙は、行政手数料の納付や印紙税法に基づく納付（契約書面への貼付）等の特定の場面以外で利用する機会が少なく、法務局の窓口で手数料等を納付する際に、その都度、郵便局等の印紙売りさばき所で収入印紙を購入することが必要となっていることから、キャッシュレス化を推進し、国民の利便性を向上させる必要がある。

ii 目標・取組

「規制改革実施計画」において、「法務省は、法務局において支払う手数料等について、窓口でキャッシュレス納付が可能となるよう措置する」とされているほか、「デジタル庁は、各府省と連携し、キャッシュレス納付の利用に伴う手数料負担の在り方について検討を行うとともに、各府省におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、既存の共通基盤の活用を含めたシステムの在り方や当該システム整備に係る予算措置の要否について検討する等の必要な措置を講ずる」とされていることから、デジタル庁と情報共有を図り、同庁の検討を踏まえつつ、法務局における窓口キャッシュレスの導入に向けた検討を進めていく。

(刑事局)

i 現状と課題

行政の手続におけるキャッシュレス化の推進の中で、検察庁における罰金等の徴収金に係る納付手続についても納付方法の拡充を進めていく必要があり、納付方法における現状は以下のとおりである。

（現状）原則：日銀納付

その他：検察庁の窓口での現金、証券又は印紙による納付、現金等の送付による納付

ii 目標・取組

これまでに、納付方法の拡充に向け、キャッシュレスによる各種決済方法について、罰金等の徴収金の納付方法としての適合性や導入に要するコスト、メリット・デメリット、業務面・セキュリティ面での実現性等を比較検討する調査研究を行ってきた。

今後は、その結果を踏まえ、キャッシュレス化を含めた徴収金の納付方法の拡充に向け、一部試行を行うなどして、費用対効果、セキュリティ面、システム及び業務上の課題などについて多

角的な検証を進めていく。

(出入国在留管理庁)

i 現状と課題

出入国在留管理庁の所管する各種手続に係る手数料の納付方法について、現在、収入印紙による納付に限られており、キャッシュレス化が実現できていない。「規制改革実施計画」において「各府省は、支払件数が1万件以上の手続等について、取組方針を明らかにした上で、オンライン納付に取り組む」こととされているなど、利用者の利便性向上を目的に行政手続の手数料等の支払いをキャッシュレス化する施策が推進されていることを踏まえ、同庁においても、キャッシュレス化を検討・実現していく必要がある。

ii 目標・取組

「規制改革実施計画」において「デジタル庁は、各府省と連携し、キャッシュレス納付の利用に伴う手数料負担の在り方について検討を行うとともに、各府省におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、既存の共通基盤の活用を含めたシステムの在り方や当該システム整備に係る予算措置の要否について検討する等の必要な措置を講ずる」こととされていることから、デジタル庁と情報共有を図り、同庁の検討を踏まえつつ、所管する各種手続についてキャッシュレス化の導入に向けた各種検討を進める。

オ 地方の情報システムの刷新—戸籍情報システムの標準仕様書の見直し

i 現状と課題

戸籍情報システムについては、既に標準仕様書が存在しているが、既存の標準仕様書と標準化基準における共通事項の整合性を確保する必要があり、そのために既存の標準仕様書の見直しが必要な場合には、修正を行う必要がある。

ii 目標・取組

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年（2023年）9月8日閣議決定）に対応するよう標準仕様書の見直しを進め、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までに、標準準拠システムへ移行できるように環境を整備する。

カ 法務省におけるデジタル改革の推進体制の強化

i 現状と課題

「重点計画」に、「各府省庁のPMOやPJMOの体制の充実や、会計部門等の関係部局との連携を含めPMOの権限・機能の強化の推進、情報システムの整備・運用の経験のある職員の積極的な配置・追加等を行うことにより、デジタル化に関する各府省庁の推進体制を強化する」とされており、当省PMO体制の強化を行い、法務省のデジタル・ガバ

メントを推進していかなければならない。

ii 目標・取組

徹底した国民目線でのシステム開発・運用、サービス改革の観点を踏まえた業務改革（BPR）、所管分野のDX推進、データ利活用、デジタル人材の戦略的な配置・確保・育成等といったデジタル改革に、政府を挙げて強力に取り組む一環として、法務省におけるデジタル改革の推進体制を強化する。

具体的には、当省のPMO及びPJMOの体制の拡充や、大臣官房人事課及び会計課を始めとする関係局部課等との連携によるPMOの権限・機能の強化を行い、法務省におけるデジタル改革の推進体制を強化する。

キ その他 — 訟務行政のデジタル化

i 現状と課題

現行システムは、紙ベースでの事件記録による業務遂行を前提として構築されたものであることから、システムが支援する業務の範囲が限定的であり、職員の業務効率化の課題が山積している。

ii 目標・取組

次期システムへの更改（令和6年（2024年）3月運用開始）に伴うデジタル事件記録の整備、デジタル事件記録を活用したAI技術等の最新技術の整備等の施策の実施により、高度な裁判支援を実現し、DXの取組を推進する。

また、単にシステムとして構築するだけでなく、運用段階において、随時蓄積されたデータを活用し、AI機能を最適化するためのチューニングを実施する等、システム機能をより高度化するための取組を継続して行う。

3 本計画の評価・改定

本計画本文については、年に一度、定期にその内容の進捗状況を確認するとともに、その内容を見直した上で、法務省デジタル・ガバメント推進会議で改定する。また、工程表については、随時更新を行うものとする。